

福岡県医発第397号(地)
平成20年5月13日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」
通知の送付について

今般、「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用に関する省令」(平成12年厚生省令第20号)の一部が改正され、平成20年5月1日より施行されておりますが、それに伴い厚生労働省により「介護給付費請求書等の記載要領について」とする通知の一部改正が行われ、同日より適用された旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、制度の円滑な施行のため、貴会におかれましてもご了知いただき、会員の先生方への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 名取一幸
廣瀬真恵
会長 丸山 泉



(介 7)

平成 20 年 5 月 7 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
三 上 裕 司



「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」通知の送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は介護保険制度運営に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用に関する省令」(平成12年厚生省令第20号)の一部が改正され、平成20年5月1日より施行されますが、それに伴い厚生労働省は、「介護給付費請求書等の記載要領について」とする通知の一部改正を行い同日より適用することとなり、都道府県宛に改正通知を発出しております。本会においても当該通知を入手いたしましたのでご送付いたします。

つきましては制度の円滑な施行のため、貴会におかれましてもご了知いただき、貴会傘下の会員の先生方への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

敬具

記

添付資料

- ・ 「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」の送付について
(老老発第 0430002 号 平 20. 4. 30 厚生労働省老健局老人保健課長通知)
- ・ 参考資料 「官報」 (平成 20 年 4 月 30 日号外第 89 号) 抜粋

以上





老老発第 0430002 号
平成 20 年 4 月 30 日

社団法人日本医師会会長
唐澤 祥人 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について
の送付について

標記につきましては、別添の通知を平成 20 年 4 月 30 日付けで各都道府県
介護保険主管部（局）長宛て送付しましたので、お知らせいたします。

つきましては、通知の趣旨をご理解の上、引き続きご協力下さいますようお願い申し上げます。

老老発第 0430001 号

平成 20 年 4 月 30 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について

「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用に関する省令」(平成12年厚生省令第20号)の一部が改正され、平成20年5月1日に施行されることに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」(平成13年11月16日老老発第31号)について別紙のとおり改正し、同日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村(政令指定都市を含む。)、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年老老発第31号) (抄)

改 正 後	改 正 前
1 介護給付費請求書に関する事項(様式第一) (1)～(6) (略) (7) 公費請求(サービス費用に係る部分) 保険請求の介護給付費明細書のうち、公費の請求に関わるものについて公費の法別に、以下に示す項目の集計を行って記載すること(生活保護の単独請求の場合は、居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス等及び居宅介護支援・介護予防支援の2つの区分ごとに集計を行って記載すること)。合計欄のうち斜線のない欄には全ての公費請求の介護給付費明細書に関する集計を記載すること。 ①件数 それぞれの公費の請求対象となる介護給付費明細書の件数(介護給付費明細書の様式ごとに被保険者等1人分の請求を1件とする。)を記載すること。 ただし、市町村合併等により被保険者等1人につき2箇所の生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付実施機関へ請求を行う場合には、2件と記載すること。 ② (略) ③費用合計 介護給付費明細書の保険請求対象単位数(点数)に単位数(点数)あたり単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)の合計を記載すること。 特定診療費、特定治療又は特別療養費については、単位数(点数)あたり10円を乗じた額の合計額を記載すること。 ④ (略) (8) (略) 2 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二から第十まで) (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～⑪ (略) ⑫ 特別療養費(様式第四、第四の二及び第九)	1 介護給付費請求書に関する事項(様式第一) (1)～(6) (略) (7) 公費請求(サービス費用に係る部分) 保険請求の介護給付費明細書のうち、公費の請求に関わるものについて公費の法別に、以下に示す項目の集計を行って記載すること(生活保護の単独請求の場合は、居宅サービス・施設サービス・介護予防サービス・地域密着型サービス等及び居宅介護支援・介護予防支援の2つの区分ごとに集計を行って記載すること)。合計欄のうち斜線のない欄には全ての公費請求の介護給付費明細書に関する集計を記載すること。 ①件数 それぞれの公費の請求対象となる介護給付費明細書の件数(介護給付費明細書の様式ごとに被保険者等1人分の請求を1件とする。)を記載すること。 ただし、市町村合併等により被保険者等1人につき2箇所の生活保護実施機関へ請求を行う場合には、2件と記載すること。 ② (略) ③費用合計 介護給付費明細書の保険請求対象単位数(点数)に単位数(点数)あたり単価を乗じた結果(小数点以下切り捨て)の合計を記載すること。 特定診療費や特定治療については、単位数(点数)あたり10円を乗じた額の合計額を記載すること。 ④ (略) (8) (略) 2 介護給付費明細書記載に関する事項(様式第二から第十まで) (1) (略) (2) 項目別の記載要領 ①～⑪ (略)

ア 傷病名

特別療養費として定められている指導管理等を行った場合、その主な原因となった傷病名を記載すること。

ただし、「感染対策指導管理」及び「褥瘡対策指導管理」のみ
の場合には、記載は不要であること。

イ 識別番号

特別療養費の項目に対応する識別コード（2桁）を特別療養費
識別一覧（別表4）で確認して記載すること。

ウ 内容

特別療養費の内容を識別するための名称として特別療養費識別
一覧（別表4）の名称を記載すること。

エ 単位数

特別療養費の項目に対応する1回又は1日あたりの介護給付費
の単位数を記載すること。

オ 回数

サービスの提供回数（期間ごとに給付費を算定するサービスに
ついては算定回数）又は提供日数を記載すること。

カ 保険分単位数

「エ 単位数」に「オ 回数」を乗じて算出した単位数を記載
すること。

キ 公費回数

「オ 回数」のうち、公費負担の対象となる回数又は日数を記
載すること（月の途中で公費受給資格に変更があった場合は、対
象となった期間に対応する回数又は日数を記載すること）。

ク 公費分単位数

「エ 単位数」に「キ 公費回数」を乗じて算出した単位数を
記載すること。

ケ 摘要

特別療養費の項目に対応して特別療養費識別一覧（別表4）に
したがって所定の内容を記載すること。

コ 合計

保険分単位数、公費分単位数についてそれぞれの行の合計を合
計欄に記載すること。

⑬～⑮ （略）

⑯ 請求額集計欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第

⑫～⑭ （略）

⑮ 請求額集計欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第

五の二、第六の五及び第六の六の⑰、⑱以外の部分)

様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。(※表は別記)

⑰ 請求額集計欄 (様式第六、第六の二、第八、第九及び第十の⑰、⑱以外の部分)

様式第六、第六の二及び第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。(※表は別記)

⑱ 請求額集計欄 (緊急時施設療養費及び特別療養費)

様式第四、第四の二及び第九の請求集計欄における緊急時施設療養費及び特別療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における () 内は様式第四及び第四の二における項目名。(※表は別記)

⑲～⑳ (略)

3 給付管理票に関する事項 (様式第十一) (略)

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

① (略)

② 2種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順 (別表2を参照) に1枚目の介護給付費明細書から順次公費負担医療の請求計算を行うこと。さらに、生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の適用 (様式第二で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など) があれば、最後の介護給付費明細書で生活保護又は中国残留邦人等公費に係る介護支援給付の請求額を計算すること。この場合、介護給付費明細書は3枚以上になる場合があること。

なお、ここでいう公費負担医療には生活保護法の介護扶助、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」(平成14年4月1日健発第0401007号)、「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)、「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知)、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要

五の二、第六の五及び第六の六の⑰、⑱以外の部分)

様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六までの特定診療費、緊急時施設療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。(※表は別記)

⑱ 請求額集計欄 (様式第六、第六の二、第八、第九及び第十の⑰、⑱以外の部分)

様式第六、第六の二及び第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。(※表は別記)

⑰ 請求額集計欄 (緊急時施設療養費)

様式第四、第四の二及び第九の請求集計欄における緊急時施設療養費部分は以下の方法により記載すること。「項目」における () 内は様式第四及び第四の二における項目名。(※表は別記)

⑱～㉑ (略)

3 給付管理票に関する事項 (様式第十一) (略)

4 公費の介護給付費明細書に関する事項

(1) 公費の請求が必要な場合における請求明細記載方法の概要

① (略)

② 2種類以上の公費負担医療の適用がある場合は適用の優先順 (別表2を参照) に1枚目の介護給付費明細書から順次公費負担医療の請求計算を行うこと。さらに、生活保護の適用 (様式第二で医療系サービスと福祉系サービスをあわせて請求する場合など) があれば、最後の介護給付費明細書で生活保護の請求額を計算すること。この場合、介護給付費明細書は3枚以上になる場合があること。なお、ここでいう公費負担医療には生活保護法の介護扶助、「被爆体験者精神影響等調査研究事業の実施について」(平成14年4月1日健発第0401007号)、「水俣病総合対策費の国庫補助について」(平成4年4月30日環保業発第227号環境事務次官通知)、「メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業について」(平成17年5月24日環保企発第050524001号環境事務次官通知)、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱について」(平成15年6月6日環保企発第030606004号環境事務次官通知)、「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」(平

綱について」(平成15年6月6日環企発第030606004号環境事務次官通知)、「原爆被爆者の訪問介護利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付並びに特別対策(低所得者利用者負担対策)としての「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとする。 (2) (略)	成12年3月17日健医発第475号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付、「原爆被爆者の介護保険等利用者負担に対する助成事業について」(平成12年3月17日健医発第476号厚生省保健医療局長通知)による介護の給付並びに特別対策(低所得者利用者負担対策)としての「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置」も含むものとする。 (2) (略)
(表) <u>2 (1) ③ (内容変更有)</u> <u>2 (2) ⑮ (内容変更有)</u> <u>2 (2) ⑯ (内容変更有)</u> <u>2 (2) ⑰ (内容変更有)</u> <u>別表 1 (内容変更有)</u> <u>別表 4 (新)</u>	(表) <u>2 (1) ③</u> <u>2 (2) ⑮</u> <u>2 (2) ⑯</u> <u>2 (2) ⑰</u> <u>別表 1</u>

2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から様式第十まで）

(1) 共通事項

③介護給付費明細書様式ごとの要記載内容

様式	サービス提供年月	公費負担者・受給者番号	保険者番号	被保険者欄	請求事業者	居宅サービス計画	介護予防サービス計画	開始日・中止日等	入退所日（居）等 （短期入所（利用）分）	入退所（居）日等 （介護保険施設等分）	給付費明細欄	緊急時施設療養費	特定診療費	特別療養費	請求額集計欄 （限度額管理欄等を含む）	請求額集計欄	特定入所者介護（予防）サービス費等	社会福祉法人による軽減欄
様式第二	○	○	○	○	○	○		○			○				○			○
様式第二の二	○	○	○	○	○		○	○			○				○			○
様式第三	○	○	○	○	○	○			○		○				○		○	○
様式第三の二	○	○	○	○	○		○		○		○				○		○	○
様式第四	○	○	○	○	○	○			○		○	○		○	○		○	
様式第四の二	○	○	○	○	○		○		○		○	○		○	○		○	
様式第五	○	○	○	○	○	○			○		○		○		○		○	
様式第五の二	○	○	○	○	○		○		○		○		○		○		○	
様式第六	○	○	○	○	○					○	○					○		
様式第六の二	○	○	○	○	○					○	○					○		
様式第六の三	○	○	○	○	○					○	○				○			
様式第六の四	○	○	○	○	○					○	○				○			
様式第六の五	○	○	○	○	○	○			○		○				○			
様式第六の六	○	○	○	○	○		○		○		○				○			
様式第七	○	○	○	○	*1						*2							
様式第七の二	○	○	○	○	*3						*2							
様式第八	○	○	○	○	○					○	○					○	○	○
様式第九	○	○	○	○	○					○	○	○		○		○	○	
様式第十	○	○	○	○	○					○	○		○			○	○	

*1は居宅介護支援事業者欄
 *2は請求計算欄
 *3は介護予防支援事業者欄
 （地域包括支援センター）

2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から様式第十まで）

（2）項目別の記載要領

⑮請求額集計欄（様式第三、第三の二、第四、第四の二、第五、第五の二、第六の五及び第六の六の

⑰、⑱以外の部分）

様式第三から第五の二、第六の五及び第六の六までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①計画単位数	居宅介護支援事業者または介護予防支援事業者または被保険者が作成したサービス提供票の別表に記載された、当該月中に当該事業所から提供する当該サービス種類における区分支給限度基準内単位数を記載すること。	
②限度額管理対象単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象部分（緊急時治療管理を除く。）のサービス単位数を合計して記載すること。	
③限度額管理対象外単位数	給付費明細欄のサービス単位数のうち、支給限度額管理対象外（緊急時治療管理）のサービス単位数を合計して記載すること。	
④給付単位数	①計画単位数と②限度額管理対象単位数のいずれか低いほうの単位数に③限度額管理対象外単位数を加えた単位数を記載すること。	当該サービス種類の公費対象単位数の合計と④給付単位数（保険分）のいずれか低い方の単位数を記載すること。
⑤単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	
⑥給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
⑦請求額	④給付単位数（保険分）に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に⑥給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	④給付単位数（公費分）に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に⑥給付率（公費分）から⑥給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑧利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の④給付単位数が等しい時は、④給付単位数に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑦請求額（保険分）と⑧利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑧利用者負担額	④給付単位数（保険分）に⑤単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑦請求額（保険分、公費分）と⑧利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から様式第十まで）

（2）項目別の記載要領

⑯請求額集計欄（様式第六、第六の二、第八、第九及び第十の⑰、⑱以外の部分）

様式第六、第六の二及び様式第八から第十までの特定診療費、緊急時施設療養費及び特別療養費以外の請求額集計欄は以下の方法により記載すること。

項目	保険分	公費分
①単位数合計	給付費明細欄のサービス単位数の合計を記載すること。	給付費明細欄の公費対象サービス単位数の合計を記載すること。
②単位数単価	事業所所在地における当該サービス種類の単位数あたり単価を記載すること。	
③給付率	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
④請求額	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に③給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	①単位数合計（公費分）に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）に、更に③給付率（公費分）から③給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の①単位数合計が等しい時は、①単位数合計に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、④請求額（保険分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。
⑤利用者負担額	①単位数合計（保険分）に②単位数単価を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、④請求額（保険分、公費分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、または介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

2 介護給付費明細書記載に関する事項（様式第二から様式第十まで）

（2）項目別の記載要領

①請求額集計欄（緊急時施設療養費、特別療養費）

様式第四、第四の二及び第九の請求集計欄における緊急時施設療養費、特別療養費部分は以下の方法により記載すること。

「項目」における（ ）内は様式第四及び第四の二における項目名。

項目	保険分特定治療・特別療養費	公費分特定治療・特別療養費
①点数・単位数合計 （④給付点数・単位数）	緊急時施設療養費における特定治療の保険分点数合計（緊急時治療管理の単位数は除く。）又は特別療養費の保険分単位数合計を記載すること。 同月内に緊急時施設療養費における特定治療と特別療養費の両方のサービスを提供した場合には、緊急時施設療養費における特定治療の保険分点数合計（緊急時治療管理の単位数は除く。）に特別療養費の保険分単位数合計を加えた結果を記載すること。	緊急時施設療養費における特定治療のうちの公費分点数又は特別療養費の公費分単位数合計を記載すること（緊急時施設療養費、特別療養費途中で公費適用の異動がない限り保険分と同じ。）。 同月内に緊急時施設療養費における特定治療と特別療養費の両方のサービスを提供した場合には、緊急時施設療養費における特定治療の公費分点数合計（緊急時治療管理の単位数は除く。）に特別療養費の公費分単位数合計を加えた結果を記載すること。
②点数・単位数単価 （⑤点数・単位数単価）	10円/点・単位固定	10円/点・単位固定
③給付率 （⑥給付率）	介護給付費の基準額のうち保険給付を行う率を百分率で記載すること。	公費負担の給付を行う率を百分率で記載すること。
④請求額 （⑦請求額）	①点数・単位数合計（保険分）に②点数・単位数単価を乗じた結果に③給付率（保険分）を乗じた結果の金額（小数点以下切り捨て）を記載すること。	①点数・単位数合計（公費分）に②点数・単位数単価を乗じた結果に、更に③給付率（公費分）から③給付率（保険分）を差し引いた率を乗じた結果（小数点以下切り捨て）から、⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。 公費の給付率が100/100で、保険分と公費分の①点数・単位数合計が等しい時は、①点数・単位数合計に②点数・単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残
⑤利用者負担額 （⑧利用者負担額）	①点数・単位数合計（保険分）に②点数・単位数単価を乗じた結果から、④請求額（保険分、公費分）と⑤利用者負担額（公費分）を差し引いた残りの額を記載すること。	公費負担医療、又は介護扶助で本人負担額がある場合に、その額を記載すること。

(別表1)

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備 考
サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護・訪問看護・通所介護・介護予防訪問介護・介護予防訪問看護・介護予防通所介護・夜間対応型訪問介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護）		「サテライト」の略称として英字2文字を記載すること。 例 S・T	
訪問介護	身体介護4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載すること。 例 260分 単位を省略することも可。 例 260	身体介護4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示すこと。
訪問看護	ターミナルケア加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載すること。 なお、訪問看護を月の末日に開始しターミナルケアを行い、その翌日に対象者が死亡した場合は、死亡した年月日を記載すること。 例 20030501 (死亡日が2003年5月1日の場合)	
訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護・要支援認定を受けた日を記載すること。 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導		算定回数に応じて居宅訪問日等を記載すること（訪問日等が複数あるときは「、」で区切る）。 例 6、20日 単位を省略することも可。 例 6、20	
通所リハビリテーション	短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	病院若しくは診療所または介護保険施設から退院・退所した年月日又は要介護認定を受けた日を記載すること。 例 20060501 (退院(所)日が2006年5月1日の場合)	
福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	福祉用具貸与特別地域加算を算定する場合	別記を参照 特別地域加算を算定する場合福祉用具貸与を開始した日付を記載すること。 例 6日 単位を省略することも可。 例 6	
短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。

特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	外部サービス利用型における福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与	別記を参照	
介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設サービス	退所前後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	看取り介護加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20060501 （死亡日が2006年5月1日の場合）	
介護保健施設サービス	退所前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。
	短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定する場合	当該施設に入所した日を記載すること。 例 20060501 （入所日が2006年5月1日の場合）	
	ターミナルケア加算	対象者が死亡した日を記載すること。 例 20080501 （死亡日が2008年5月1日の場合）	
	他科受診時費用	他科受診を行った日を記載すること（複数日行われたときは「、」で区切る）。 例 6、20日 単位を省略することも可。 例 6、20	
介護療養施設サービス	退院前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載すること。 例 20日 単位を省略することも可。 例 20	
	多床室のサービスコードの適用理由	適用理由の番号を摘要欄に左詰めで記載すること。 1 多床室入所 2 制度改正前入所による経過措置 3 感染症等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者（30日以内の者） 4 居住面積が一定以下 5 著しい精神症状等により医師が必要と判断した従来型個室への入所者	一月内で複数の滞在理由に該当する場合は、最初の滞在理由を記載すること。 同時に複数の理由（例えば感染症等による入所で居住面積が一定以下）に該当する場合は、最も小さい番号を記載すること。

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費（初期加算を除く）	通所、訪問、宿泊のサービスを提供した日数を、二桁の数字で続けて記載すること。 例 100302 （通所サービスを10日、訪問サービスを3日、宿泊サービスを2日提供した場合） 例 150000 （通所サービスを15日提供し、訪問サービス・宿泊サービスを提供しなかった場合）	同日内に複数のサービスを提供した場合においても、それぞれのサービスで日数を集計し、記載すること。（例えば通所と訪問のサービスを同日に提供した場合、通所と訪問のそれぞれで1日として記載すること。）
介護給付費の割引		割引の率を%の記号をつけて記載すること。 例 5% %を省略することも可。 例 5	

複数の適用記載事項がある場合は、表上の掲載順に従って「/」で区切って記載すること。
例 ST/260/5%（サテライト事業所から260分の訪問介護を5%の割引率で実施した場合。）

名称	識別 番号	摘要欄記載事項、算定条件その他								
感染対策指導管理	01	1日につき算定								
褥瘡管理	34	1日につき算定								
初期入所診療管理	05	入所中1回（又は2回）算定								
重度療養管理	35	摘要欄に入所者の状態（イからハまで）を記載すること。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。 例　ハ <table><tr><th>患者の状態</th><th>記号</th></tr><tr><td>イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態</td><td>イ</td></tr><tr><td>ロ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態</td><td>ロ</td></tr><tr><td>ハ　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態</td><td>ハ</td></tr></table>	患者の状態	記号	イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ	ロ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ロ	ハ　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ハ
患者の状態	記号									
イ　常時頻回の喀痰吸引を実施している状態	イ									
ロ　人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態	ロ									
ハ　膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に掲げる身体障害者障害程度等級表の4級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態	ハ									
		1日につき算定								
特定施設管理	02	1日につき算定								
特定施設管理個室加算	03	同上								
特定施設管理2人部屋加算	04	同上								
重症皮膚潰瘍管理指導	06	1日につき算定								
薬剤管理指導	09	摘要欄に算定日を記載すること。 例　6日、20日　単位を省略することも可。 例　6、20 月4回を限度として算定								
特別薬剤管理指導加算	10	1回につき算定								
医学情報提供	11	同上								
リハビリテーション指導管理	53	1日につき算定								
言語聴覚療法	39	1回（20分以上実施を条件とする）につき（1日3回を限度）算定								
言語聴覚療法リハビリ体制強化加算	50	言語聴覚療法1回につき算定								
言語聴覚療法（減算）	47	利用を開始又は入所した日から起算して4月を超えた期間において、言語聴覚療法が月10回を超えた場合に、11回目以降に算定								
摂食機能療法	31	1日につき（月4回を限度）算定								
精神科作業療法	32	1日につき算定								
認知症老人入所精神療法	33	1週間に付き算定								



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

○食品衛生法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一〇三)

○介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令 (同一〇四)

〔告 示〕

○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件

(金融庁三四)

○信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失った件

(同三五)

○労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件

(金融庁・厚生労働一)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件 (厚生労働二九六)

〔叙位・叙勲〕

〔褒 賞〕

〔官庁報告〕

国家試験

海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第二条第三項の規定による水先人試験の施行 (国土交通省)

水先人試験の施行 (同)

〔公 告〕

諸 事 項

官庁

特恵関税、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項、海難審判庁公告

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人大学入試センター試験問題作成者、独立行政法人土木研究所平成二十年度業務運営に関する計画・中期計画の変更・役員の任命、独立行政法人都市再生機構、日本私立学校振興・共済事業団 (共済規程・共済運営規則の一部変更)、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・名簿への紛争解決手続代理業務の付記、特定計量器型式承認、企業年金基金設立関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

省 令

○厚生労働省令第百三十三号

食品衛生法 (昭和二十二年法律第二百二十三号) 第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年四月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第二百二十三号) の一部を次のように改正する。

別表第一中第三百七十号を第三百七十六号とし、第三百七十二号から第三百六十九号までを六号ずつ繰り下げ、第三百一十一号を第三百十三号とし、同号の次に次の四号を加える。

三百十四 ポリソルベート二〇

三百十五 ポリソルベート六〇

三百十六 ポリソルベート六五

三百十七 ポリソルベート八〇

別表第一中第三百十号を第三百十二号とし、第三百八号から第三百九号までを二号ずつ繰り下げ、第三百七号を第三百八号とし、同号の次に次の一号を加える。

百九 ケイ酸カルシウム

別表第一中第六号を第七号とし、第七号から第三百五号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 リアスコルビン酸カルシウム

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百四号

介護保険法 (平成九年法律第二百二十三号) 第四十一条第十二項、第四十八条第八項及び第五十三条第八項の規定に基づき、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十年四月三十日

厚生労働大臣 舩添 要一

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令

介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令 (平成十二年厚生省令第二十号) の一部を次のように改正する。

様式第四 (附則第二条関係)

居宅サービス介護給付費明細書
(介護老人保健施設における短期入所療養介護)

様式第四を次のように改める。

公費負担者番号		平成		年		月		分					
公費受給者番号		保険者番号											
被保険者	被保険者番号												
	(フリガナ)												
	氏名												
	生年月日	1. 明治	2. 大正	3. 昭和	性別	1. 男	2. 女						
	要介護状態区分	経過的要介護・要介護 1・2・3・4・5											
認定有効期間	平成		年		月		日	から					
	平成		年		月		日	まで					
請求事業者	事業所番号												
	事業所名称												
	所在地	〒			-								
	連絡先	電話番号											
居宅サービス計画	1. 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成		入所年月日		平成		年		月		日		
	事業所番号			退所年月日		平成		年		月	日		
	事業所名称			短期入所 実日数									
給付費明細欄	サービス内容	サービスコード	単位数	回数 日数	サービス単位数	公費分 回数等	公費対象単位数	摘要					
	合計												
緊急時施設療養費	緊急時 傷病名	① ② ③		緊急時治療 開始年月日		①平成 ②平成 ③平成		年	年	月	月	日	日
	緊急時治療管理 (再掲)	単位		単位 ×		日							
	特定治療	リハビリテーション	点	摘要									
		処置	点										
		手術	点										
		麻酔	点										
放射線治療		点											
	合計	点											
往診日数		医療 機関名			通院日数		医療 機関名						
特別療養費	傷病名												
	種別番号	内容	単位数	回数	保険分単位数	公費回数	公費分単位数	摘要					
	合計												
請求額集計欄	区分	保険分	公費分	保険分特定治療・特別療養費	公費分特定治療・特別療養費								
	①計画単位数												
	②限度額管理対象単位数												
	③限度額管理対象外単位数												
	④給付点数・単位数												
	⑤点数・単位数単価	円/単位		10 円/点・単位	10 円/点・単位								
	⑥給付率	/100	/100	/100	/100								
	⑦請求額 (円)												
	⑧利用者負担額 (円)												
介護サービス費	サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額			
	合計												
						保険分 請求額(円)		公費分 請求額	公費分本人負担月額				

枚中 枚目

様式第四の二 (附則第二条関係)

介護予防サービス介護給付費明細書
(介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護)

様式第四の一を次のように改める。

公費負担者番号										平成				年		月		分		
公費受給者番号										保険者番号										
被保険者	被保険者番号 (7桁)										事業所番号									
	氏名																			
	生年月日										事業所名称									
	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 性別 1. 男 2. 女										〒									
	要支援 状態区分										所在地									
認定有効 期間										連絡先										
平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで										電話番号										
介護予防 サービス 計画										入所年月日 平成 年 月 日										
2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成										退所年月日 平成 年 月 日										
事業所番号										短期入所 実日数										
事業所名称																				
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数 日数		サービス単位数		公費分 回数等		公費対象単位数		摘要					
合計																				
緊急時施設療養費	緊急時 傷病名		① ② ③		緊急時治療 開始年月日		①平成 ②平成 ③平成		年		月		日		日					
	緊急時治療管理 (再掲)		単位		単位 ×		日													
	リハビリテーション		点		摘要															
	処置		点																	
	手術		点																	
麻酔		点																		
放射線治療		点																		
合計		点																		
往診日数		医療 機関名		通院日数		医療 機関名														
特別療養費	傷病名																			
	職別番号		内容		単位数		回数		保険分単位数		公費回数		公費分単位数		摘要					
合計																				
請求額集計欄	区分		保険分		公費分		保険分特定治療・特別療養費		公費分特定治療・特別療養費											
	①計画単位数																			
	②限度額管理対象単位数																			
	③限度額管理対象外単位数																			
	④給付点数・単位数																			
⑤点数・単位数単価		円/単位		10 円/点・単位		10 円/点・単位		10 円/点・単位												
⑥給付率		/100		/100		/100		/100												
⑦請求額 (円)																				
⑧利用者負担額 (円)																				
介護予防サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価 (円)		負担限度額		日数		費用額 (円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額	
合計																				
保険分 請求額 (円)																				
公費分 請求額																				
公費分本人負担月額																				
枚中 枚目																				

様式第九 (附則第二条関係)

施設サービス等介護給付費明細書
(介護保健施設サービス)

様式第九を次のように改める。

公費負担者番号										平成 年 月 日										
公費受給者番号										保険者番号										
被保険者	被保険者番号										事業所番号									
	(フリガナ)										事業所名称									
	氏名										〒									
	生年月日 1. 明治 2. 大正 3. 昭和 性別 1. 男 2. 女										所在地									
	要介護状態区分 要介護 1・2・3・4・5										連絡先 電話番号									
認定有効期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで																				
入所年月日 平成 年 月 日 退所年月日 平成 年 月 日										入所実日数 外泊日数										
主傷病										退所後の状況 1. 居宅 3. 医療機関入院 4. 死亡 5. その他 6. 介護老人福祉施設入所 7. 介護老人保健施設入所 8. 介護療養型医療施設入院										
給付費明細欄	サービス内容		サービスコード		単位数		回数 日数		サービス単位数		公費分 回数等		公費対象単位数		摘要					
合計																				
緊急時施設療養費	緊急時傷病名		① ② ③		緊急時治療開始年月日		①平成 ②平成 ③平成		年 年 年		月 月 月		日 日 日							
	緊急時治療管理 (再掲)		単位		単位 ×		日													
	特定治療	リハビリテーション		点		摘要														
		処置		点																
		手術		点																
		麻酔		点																
放射線治療		点																		
合計		点																		
往診日数		医療機関名		通院日数		医療機関名														
特別療養費	傷病名		鑑別番号		内容		単位数		回数		保険分単位数		公費回数		公費分単位数		摘要			
合計																				
請求額集計欄	区分		保険分		公費分		保険分特定治療・特別療養費		公費分特定治療・特別療養費											
	①点数・単位数合計																			
	②点数・単位数単価		円/単位		円/単位		10円/点・単位		10円/点・単位											
	③給付率		/100		/100		/100		/100											
	④請求額 (円)																			
⑤利用者負担額 (円)																				
介護サービス費	サービス内容		サービスコード		費用単価(円)		負担限度額		日数		費用額(円)		保険分		公費日数		公費分		利用者負担額	
合計																				
												保険分請求額(円)		公費分請求額		公費分本人負担月額				
枚中 枚目																				

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年五月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告

示

○金融庁告示第三十四号

銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき告示する。

平成二十年四月三十日

金融庁長官 佐藤 隆文

許可番号 九州財務局長(銀代)第三十号

銀行代理業者名 鹿児島銀行東市来代理店 瀨村 俊徳

主たる営業所又は事務所の所在地 鹿児島県日置市東市来町長里十三番地一

許可年月日 平成十八年四月一日

所属銀行の商号 株式会社鹿児島銀行

失効年月日 平成二十年二月二十九日

銀行代理業者名 高橋 吉之

主たる営業所又は事務所の所在地 北海道紋別市落石町三丁目二番地の七

許可年月日 平成十九年十月一日

所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行

失効年月日 平成二十年一月十七日

銀行代理業者名 中井 房枝

主たる営業所又は事務所の所在地 千葉県匝瑳市飯倉台二十一番地一

許可年月日 平成十九年十月一日

所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行

失効年月日 平成二十年二月二十一日

銀行代理業者名 桑原 節子

主たる営業所又は事務所の所在地 栃木県さくら市草川三十七番地五

許可年月日 平成十九年十月一日

所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行

失効年月日 平成二十年二月二十九日

銀行代理業者名 田中 清巳

主たる営業所又は事務所の所在地 兵庫県神崎郡福崎町高岡千八百六十四番地

許可年月日 平成十九年十月一日

所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行

失効年月日 平成十九年十一月七日

銀行代理業者名 岡野 政登

主たる営業所又は事務所の所在地 鳥取県鳥取市叶一丁目二番二十四号

許可年月日 平成十九年十月一日

所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行

失効年月日 平成十九年十二月二十四日

七 銀行代理業者名 上野喜一郎

主たる営業所又は事務所の所在地 鹿児島県霧島市溝辺町麓八百二十二番地

許可年月日 平成十九年十月一日

所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行

失効年月日 平成二十年一月八日

銀行代理業者名 平井 忠勝

主たる営業所又は事務所の所在地 熊本県菊池市原千五百七十五番地

許可年月日 平成十九年十月一日

所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行

失効年月日 平成二十年一月二十九日

○金融庁告示第三十五号

信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条第三項の規定において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十七第一号の規定により、次の信用金庫代理業者に係る信用金庫代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき告示する。

平成二十年四月三十日

金融庁長官 佐藤 隆文

許可番号 北海道財務局長(信金代)第二号

信用金庫代理業者名 北海信用金庫福井代理店 大西 等

主たる営業所又は事務所の所在地 北海道札幌市西区福井四丁目三番五号

許可年月日 平成十八年八月九日

所属信用金庫の商号 北海信用金庫

失効年月日 平成二十年三月十四日

○金融庁告示第一号

労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条第三項の規定において準用する銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第五十二条の五十七第一号の規定により、次の労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき告示する。

平成二十年四月三十日

金融庁長官 佐藤 隆文

許可番号 東北財務局長(労金代)第一号

基勤第七〇三〇〇一号

労働金庫代理業者名 東北労働金庫虹の丘代理店 赤間 健次

主たる営業所又は事務所の所在地 宮城県仙台市泉区虹の丘四丁目十番地一

許可年月日 平成十八年七月二十日

所属労働金庫の商号 東北労働金庫

失効年月日 平成二十年三月三十一日

○厚生労働省告示第二百九十六号
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の一部を次のように改正する。ただし、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、芽キャベツ、カリフラワー、ブロッコリー、ごぼう、サルシフィ、アーティチョーク、チコリ、エ

ンダイブ、しゅんぎく、レタス、その他のきく科野菜、ねぎ、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、ピーマン、なす、その他のなす科野菜、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未